

#### ◇給与支払報告書を書くときの注意点

## ①昨年度までとの変更点

令和7年度税制改正により給与支払報告書の様式が変更となっています。

主な変更点は以下になります。

- ・基礎控除額及び給与所得控除額の見直し
  - ・特定親族特例控除の新設

詳しくは国税庁ホームページを参照下さい  
(<https://www.nta.go.jp>)

## ②控除対象扶養親族の記載例

- ・扶養親族である花子(妻)40歳、次郎(子)10歳、とし子(母)70歳、全員と同居している場合
  - ・特定親族である一郎(19歳)と同居している場合

## 注意点

- ・扶養親族及び特定親族の年齢は**令和7年**12月31日時点で判定します。
  - ・とし子(母)は70歳以上のため、「控除対象扶養親族の数」の「老人・人」に人数を記載し、同居である「老人・内」にも人数を記載。
  - ・**16歳未満の扶養親族について、住民税の非課税判定等に影響します。忘れずに記載して下さい。**

### ③前職分を含めて年末調整した場合の記載例

特定親族特別控除の額	社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額	
手 円	手 円	手 円	手 円	手 円	手 円	手 円	手 円	手 円
(摘要) 前職支払者 北上市芳町〇番〇号 ○〇製作所(株)								
支払金額 606,475円	社会保険料 81,647円	源泉徴収税額 9,070円						

前職分を含めて年末調整した場合は、「摘要」欄に前職分の給与支払者の所在地、名称、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を記載します。

※記載が無い場合、支払額が二重に加算されて課税されるおそれがあります。

#### ④生命保険料等の金額の記載例

支払った生命保険料等が、新生命保険料60,533円、旧生命保険料150,300円、  
旧個人年金保険料142,992円、介護医療保険料17,930円の場合（新個人年金保険料はなし）

## ⑤その他の注意点

- ・受給者の氏名、住所、生年月日、個人番号(マイナンバー)は必ず記入して下さい。(生年月日を書く欄は給与支払報告書の右下にあります。)
  - ・受給者の住所の欄は、**令和8年1月1日現在の住所**を記入して下さい。
  - ・住宅借入金等特別控除を受ける場合は、「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」を記載して下さい。(記載する欄は給与支払報告書の中央にあります。「住宅借入金等特別控除の額」の記載欄と離れているので、見落とさないようにお願いします。)